

監査公表第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市立敦賀病院に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年7月27日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸 夫
同	宮	崎	則 夫

市立敦賀病院に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成24年6月27日（水）

2 監査の対象

市立敦賀病院に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

監査の実施に先立ち、平成23年度決算報告にあたり経営コストを分析・削減することにより経営の効率化や自立的な経営を図っていかなければならない等自治体病院のあり方について講評した。

監査においては、市立敦賀病院事業会計の財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、平成23年度は、前年度に引続き2,790万円の純利益を計上し、経営改善は図られたが、今後も安定した経営を持続し、地域の中核病院としての役割を果たすためには、医師を始め看護師等の適正な配置を行うとともに、なお一層、職場環境の改善に努められたい。

また、平成23年度における地方公営企業法施行令等の改正により会計基準に関する事項等に変更が生じるため、その対応に遺漏のないよう準備をお願いする。

更に、年々増加傾向にある医療費の自己負担金に係る未収金は、病院の健全な経営に影響を与えることや負担の公平性を考慮し、その発生を抑える対策に取り組むとともに、今後も徴収体制の強化を図り未収金の回収に努められたい。

5 予算執行状況

市立敦賀病院の予算執行状況は別表1～1③のとおりである。（別表省略）